

**京都市北部山間地域の地域資源を活かした体験コンテンツ開発業務
受託候補者選定委員会設置要綱**

令和7年4月14日制定

(設置)

第1条 京都市北部山間地域の地域資源を活かした体験コンテンツ開発業務（以下「業務」という。）の委託に際し、プロポーザルの実施により応募者から提出された提案書類を審査し、受託候補者の選定を行うため、京都市北部山間地域の地域資源を活かした体験コンテンツ開発業務受託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 産業観光局農林振興室長
- (2) 産業観光局農林振興室森林政策担当部長
- (3) 産業観光局農林振興室森林政策課長
- (4) 産業観光局農林振興室林業振興課長
- (5) 左京区地域力推進室左京の魅力づくり推進・山間地域振興課長

(審査事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 別に定める審査基準による受託候補者の決定に関する事項
- (2) その他必要な事項

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、産業観光局農林振興室長とする。
- 3 委員長は、委員会を総理し、会議の議長となる。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が召集する。

(委員の責務)

第6条 委員は、審査の過程において知り得た情報を公表してはならない。ただし、京都市が公表した情報については、この限りではない。

(事務局)

第7条 委員会に係る庶務は、産業観光局農林振興室が担当する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は委員長が別に定める。

附 則（令和7年4月14日制定）

この要綱は、決定の日から施行する。